

令和6年能登半島地震災害義援金 のお取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

当金庫では、同災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に寄付されます。
振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入ください。

2. 取扱期限

令和7年12月12日（金）

※当初は2024年12月13日（金）までを取扱期間としておりましたが、被災地の状況に鑑み、上記取扱期間に変更致しました。

3. お振込先

信金中央金庫 本店
別段預金 能登半島地震災害義援金口

4. 振込手数料

無料

※ 詳しくは窓口にてお尋ねください。

〈所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ〉

本義援金をお振り込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となりますので、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

以上